見積参考資料 北川村													
(金抜)													

小水力 第1号

高知県 安芸郡北川村 平鍋

平鍋地区小水力発電施設基本設計委託業務 実施設計書

履行期限 令和 7年 3月28日

令和 6年 9月17日 積算単価適用

単価適用地区 安芸土木事務所 2地区(中部地区)

- ・「見積参考資料」は入札参加業者の迅速で適正な委託費 の見積りのための一資料であり、委託契約を拘束するも のではない。
- ・ 入札においては「見積参考資料」に記載された事項を 最優先するものとし、その他の閲覧資料との表示に違い がある場合においても、入札の公正性が確保される範囲 で入札事務を継続するものとする。
- ・「見積参考資料」に記載されている積算に関する事項については、契約後、必要に応じて土木設計等業務委託 契約書の規定に基づき、協議を行う場合がある。

					P. 2
	- 1-2-2-1m			打工力以旅走四上	
	委託概要			起工又は変更理由	
基本設計 N=1式					
至个队们 N 120					
			\neg		
	FROM	TO	\dashv		
図而悉县	-	- -			
図面番号 整理番号	_	_			
正性領力					

第1条 共通仕様書の適用について

本業務は、「高知県土木設計等共通仕様書」に基づき実施しなければならない。

2 ただし、共通仕様書の各章における「適用すべき諸基準」で示された示方書、指針 等は改定された最新のものとする。なお、業務途中で改定された場合はこの限りで ない。

第2条 中間検査の実施について

高知県土木設計等委託業務検査要領第4条の規定により、次に定める業務は 中間検査を実施するものとする。

- ①検査命令権者又は総括調査職員が必要と認めたもの。
- ②成果の引渡し前に、部分使用を行う委託業務。
- ③当初の委託対象金額が1000万円以上の設計委託業務で下記に該当する もの(災害は除く。)。
- ア 橋梁及びトンネルに関するもの
- イ 道路のルート設計に関するもの
- ウ 波浪解析及び河川の流出解析等に関するもの
- エ 水門、桶門及び桶管に関すること
- オ 地すべり解析等に関するもの
- カ 上記の他、重要な構造物の詳細設計及びそれらを伴う概略設計 なお、検査回数及び時期については、業務計画打合せ時に受発注者間で 協議すること。

第3条 個人情報の保護について

受注者は、この契約による業務を処理するための個人情報を取り扱う場合は、別記「個人情報等取扱特記事項」を遵守しなければならない。

個人情報等の取り扱いの有無については、着手前に受発注者間で協議すること。 なお、個人情報等取扱特記事項に基づく各種報告書等については、業務計画書に添付 すること。

参考) 個人情報保護制度に関するアドレス:

https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/110201/joko-kojin-index.html 別記 個人情報等取扱特記事項

(基本的事項)

第1 受注者は、個人情報、行政機関等匿名加工情報等又は個人番号及び特定個人情報(以下「個人情報等」という。)の保護の重要性を認識し、この契約に

よる業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、 個人情報等の取り扱いを適正に行わなければならない。

(青任体制の整備)

第2 受注者は、個人情報等の安全管理について、内部における責任体制を構築し、 その体制を維持しなければならない。

(責任者等の報告)

- 第3 受注者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報等を取り扱う責任者 (以下「業務責任者」という。)及び業務に従事する者(以下「業務従事者」 という。)を定め、書面によりあらかじめ発注者に報告しなければならない。 業務責任者及び業務従事者を変更する場合も同様とする。
- 2 業務責任者は、本件特記事項に定める事項を適切に実施するよう、業務従事者を 監督しなければならない。
- 3 業務従事者は、業務責任者の指示に従い、本件特記事項に定める事項を遵守しな ければならない。

(作業場所等の特定)

- 第4 受注者は、個人情報等を取り扱う場所(以下「作業場所」という。)を定め、 あらかじめ発注者に届け出なければならない。
- 2 受注者は、作業場所を変更する場合は、あらかじめ発注者に届け出なければならない。
- 3 受注者は、個人番号及び特定個人情報(以下「特定個人情報等」という。)を取り扱う事務を実施する区域を明確にし、物理的安全管理措置を講ずるものとする。
- 4 受注者は、業務従事者に対し、身分証明書を常時携行させるとともに、事業者名を明記した名札等を着用させて業務に従事させなければならない。

(従事者に対する教育)

第5 受注者は、業務従事者に対して、個人情報等の保護、情報セキュリティに対する意識の向上、本件特記事項において業務従事者が遵守すべき事項その他この契約に係る業務の適切な履行に必要な教育及び研修を実施しなければならない。

(秘密の保持)

第6 受注者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報等を他に漏らしてはな らない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(再委託の禁止)

第7 受注者は、この契約による業務の全部又は一部を第三者(以下「再委託先」という。)に委託(以下「再委託」という。)する場合(再委託先が委託先の子会社

(会社法(平成17年法律第86号)第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。)である場合又は二以上の段階にわたる委託である場合を含む。以下同じ。)は、あらかじめ次に掲げる項目を記載した書面を発注者に提出して発注者の承諾を得なければならない。

- (1) 再委託を行う業務の内容
- (2) 再委託の期間
- (3) 再委託の相手方
- (4) 再委託が必要である理由
- (5) 再委託で取り扱う個人情報等
- (6) 再委託の相手方に求める個人情報等保護措置の内容
- (7) 前号の個人情報等保護措置の内容を遵守し、個人情報等を適切に取り扱う という再季託の相手方の誓約
- (8) 再委託の相手方の監督方法
- (9) その他発注者が必要があると認める事項
- 2 受注者は、再委託を行ったときは遅滞なく再委託の相手方における次に掲げる事項を記載した書面を発注者に提出しなければならない。
 - (1) 再委託先
 - (2) 再委託をする業務の内容
 - (3) 再委託の期間
 - (4) 再委託先の責任体制等(業務従事者への教育方法、作業場所、 保管場所及び保管方法を含む。)
 - (5) 再委託先の個人情報等の保護に関する事項の内容及び監督方法
 - (6) その他発注者が必要があると認める事項
- 3 受注者は、前項の内容を変更する場合は、事前に発注者に報告しなければならない。
- 4 受注者は、再委託を行った場合は、再委託の相手方にこの契約に基づく一切の 義務を遵守させるとともに、受注者と再委託の相手方との契約内容にかかわらず 、発注者に対して再委託の相手方による個人情報等の取り扱いに関する責任を負う ものとする。
- 5 受注者は、再委託を行った場合は、その履行状況を管理監督するとともに、発注 者の求めに応じて、その状況等を発注者に報告しなければならない。

(派遣労働者の利用時の措置)

第8 受注者は、この契約による業務を派遣労働者(労働者派遣事業の適正な運営の確

保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭和60年法律第88号)第2条第2号に規定する派遣労働者をいう。以下同じ。)に行わせる場合は、労働者派遣契約書に、秘密保持義務等個人情報等の取り扱いに関する事項を明記しなければならない

2 受注者は、発注者に対して、この契約に基づく一切の義務を遵守させるととも に、派遣労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

(収集及び保管の制限)

- 第9 受注者は、この契約による業務を行うために個人情報及び行政機関等匿名加工 情報等を収集するときは、その業務の目的を明確にし、目的を達成するために 必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。
- 2 受注者は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第19条各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報等を収集又は保管してはならない。

(目的外利用及び提供の禁止)

- 第10 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報及び行政機関等匿名加工情報等を、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。
- 2 受注者は、この契約による業務を行うために収集した特定個人情報等について、 番号法第19条各号に掲げられたものについて発注者が第三者への提供を指示した 場合を除き、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(提供の求めの制限)

第11 受注者は、個人番号利用事務又は個人番号関係事務(以下「個人番号利用事務等」という。以下同じ。)を処理するために必要な場合その他番号法で定める場合を除き、個人番号の提供を求めてはならない。

(複写、複製及び作成の禁止)

- 第12 受注者は、発注者の承諾があるときを除き、この契約による業務を行うため発注者から提供を受けた個人情報等が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。
- 2 受注者は、個人番号利用事務等を処理するために必要な場合その他番号法で定め る場合を除き、特定個人情報ファイルを作成してはならない。

(個人情報等の適正管理)

第13 受注者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報等について、漏えい、滅失及びき損(以下「漏えい等」という。)の防止その他個人情報等の

適正な管理のため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 個人情報及び行政機関等匿名加工情報等の秘匿性等その内容及び必要に 応じて台帳等を整備し、責任者、保管場所その他の項目を当該台帳に記録 すること。
- (2) 特定個人情報等を管理するための台帳を整備し、責任者、保管場所その 他の項目を当該台帳に記録すること。
- (3) 施錠が可能な保管庫又は施錠若しくは入退室管理の可能な保管室等で個人情報等を保管すること。
- (4) 発注者の承諾があるときを除き、特定した場所から個人情報等を持ち出さないこと。
- (5) 個人情報等を電子データで持ち出す場合は、暗号化処理又はこれと同等以上の保護措置を行うこと。
- (6) 個人情報等を電子データで保管する場合は、当該データが記録された記録 媒体及びそのバックアップデータの保管状況並びに記録された個人情報等の 正確性について、定期的に点検すること。
- (7) 作業場所に、私用パソコン、私用記録媒体その他の私用物を持ち込んで、 個人情報等を扱う作業を行わせないこと。
- (8) 個人情報等を利用する作業を行うパソコンに、個人情報等の漏えい等に つながると考えられる業務に関係のないアプリケーションをインストール しないこと。
- (9) インターネット上で提供されているデータ共有サービス等への個人情報等の登録を行ってはならない。ただし、この契約による業務の実施において、発注者が必要があると認める場合はこの限りでない。なお、この場合においても、情報閲覧者のアクセス制限や暗号化処理を行うなど、漏えい等の防止に必要な措置を講じること。
- (10) 前各号に掲げる場合のほか、個人情報等の漏えい等の防止その他個人情報等 の適正な管理のため必要な措置を講じること。

(外的環境の把握)

第14 受注者は、外国(民間事業者が提供するクラウドサービスを利用する場合においてはクラウドサービス提供事業者が所在する外国及び個人データが保存されるサーバが所在する外国が該当する。)において取り扱われる場合は、当該外国の個人情報の保護に関する制度等を把握した上で、個人情報等の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

(資料等の返還等)

- 第15 受注者は、この契約による業務を処理するために発注者から提供を受け、又は 受注者自らが収集し、若しくは作成した個人情報等について、この契約の終了後 又は契約を解除された後において、発注者の指示に基づいて返還、廃棄又は消去 しなければならない。
- 2 受注者は、前項の個人情報等を廃棄する場合は、記録媒体を物理的に破壊する等 当該個人情報等が判読、復元できないように確実な方法で廃棄しなければならな い。

(報告義務)

第16 発注者は、この契約による業務を行うに当たり、取り扱っている個人情報等の管理状況について、必要があると認めるときは、受注者に報告を求めることができる。

(検査及び調査)

- 第17 発注者は、この契約による業務の処理に伴う個人情報及び行政機関等匿名加工情報等の取り扱いについて、秘匿性等その内容やその量等に応じて、本件特記事項の規定に基づき必要な措置が講じられているかどうかを確認する必要があると認めるときは、受注者又は再委託先に対して、少なくとも年1回以上、原則として実地検査により行うものとする。
- 2 発注者は、前項の目的を達成するため、受注者に対して必要な情報を求め、又はこの契約による事務の執行に関して必要な指示をすることができる。
- 3 発注者は、この契約による業務の処理に伴う特定個人情報等の取り扱いについて、本件特記事項の規定に基づき必要な措置が講じられているかどうかを確認する必要があると認めるときは、受注者に対して調査を行うことができる。
- 4 発注者は、前項の目的を達成するため、作業場所を立入調査することができる ものとし、受注者に対して必要な情報を求め、又はこの契約による事務の執行 に関して必要な指示をすることができる。

(事故報告)

- 第18 受注者は、この契約による業務の処理に関して個人情報等の漏えい等の事故が発生した場合は、当該事故に係る個人情報等の内容、件数、発生場所、発生状況等を書面により速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。
- 2 受注者は、発注者と協議の上、二次被害の防止、類似事案の発生回避等の観点 から、可能な限り当該漏えい等に係る事実関係、発生原因及び再発防止策の公表 に努めなければならない。

3 発注者は、この契約による業務の処理に関して個人情報等の漏えい等の事故が 発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。 (契約解除)

第19 発注者は、受注者が特記事項に定める義務を履行しない場合は、この契約による 業務の全部又は一部を解除することができる。

2 受注者は、前項の規定による契約の解除により損害を受けた場合においても、発 注者に対して、その損害の賠償を請求することはできないものとする。

(履行義務違反に伴う指名停止措置)

第20 発注者は、受注者が特記事項に定める義務を履行しない場合は、高知県建設工事等指名停止措置要綱(平成17年8月26日高知県告示第598号)の定めるところにより、指名停止の措置を行うことができる。再委託先が特記事項に定める義務を履行しない場合も同様に、発注者は受注者又は再委託先に対し指名停止の措置を行うことができる。

(損害賠償)

第21 受注者は、特記事項に定める義務に違反し、又は怠ったことにより発注者又は 第三者が被害を被った場合には、その損害を賠償しなければならない。

第4条 ウイークリー・スタンスについて

本業務は、計画的な設計業務等の履行を確保しつつ、非効率なやり方の業務の環境等を改善し、より一層魅力ある仕事、現場の創造に努めることを目的としたウイークリー・スタンス対象業務である。なお、取組内容及び進め方はウイークリー・スタンス実施要領によるものとする。

(令和6年3月13日付け5高技管第406号「ウイークリー・スタンス実施要領の制定について」参照)

第5条 その他

1 その他、疑義のある場合は、調査職員と協議するものとする。

委 託 費 内 訳 表							
費目・工種・細別等	単 位	数量	単 価	金額	摘 要		
測量設計費							
設計業務							
基本設計							
直接人件費	式	1			明細表 第1号		
直接経費	式	1			明細表 第2号		
直接原価							
その他原価	式	1					
業務原価計							
一般管理費等	式	1					

					P. 8			
委 託 費 内 訳 表								
費目・工種・細別等	単位	数量	単 価	金額	摘要			
設計業務価格								

					P. 9			
委 託 費 内 訳 表								
費目・工種・細別等	単位	数量	単 価	金額	摘 要			
委託業務価格								
消費税相当額								
合計								

明細表 第 1号 直接人件費

明細表

	1						T	
名称・規格・条件	単 位	数量	単	価	金	額	摘 要	
計画·準備							単価表 第 1 号	
	式	1					中间农 第 1 万	
現地調査							単価表 第 2 号	
	式	1					1 IM(20)/V = V	
発電計画基本事項の検討	_b						単価表 第 6 号	
	式	1						
土木構造物の基本設計	式	1					単価表 第 12 号	
水圧管路分岐部の検討	八	1	_	_		_		
(八)(上 自)(山)(大) (大) (大) (大) (大) (大) (大) (大) (大) (大	式	1					単価表 第 17 号	
施工計画	74	1	_	_		_		
	式	1					単価表 第 21 号	
工事費の算出		_		_				
	式	1					単価表 第 25 号	
許認可申請書書類作成								
	式	1					単価表 第 28 号	
報告書作成							単価表 第 31 号	
	式	1						
打合せ協議							単価表 第 32 号	
	式	1					平岡公 労 32 ケ	

明細表 第 1号 直接人件費 明細表 名称・規格・条件 単 位 数 量 単 価 金 額 摘 要 照査 単価表 第 33 号 式 1 1 式 当り

明細表 第 2号 直接経費 明細表 名称・規格・条件 単 位 単 数 量 価 金 額 摘 要 資材費 単価表 第 34 号 式 1 旅費交通費 技師A・B・C計3名の1泊2日、2回 単価表 第 35 号 式 1 移動人件費 技師A・B・C計3名の1泊2日、2回 単価表 第 36 号 式 1 1 式 当り

単価表 第 1号 計画・準備 単価表 1 式 当り 金額: 内容: 名称・規格・条件 単 位 数 量 単 価 額 摘 要 金 主任技師 人件費 人 0.5 技師(A) 人件費 人 0.5 技師(B) 人件費 人 0.5 技師(C) 人件費 人 0.5 技術員 人件費 人 1.0 1 式 当り

単価表 第 2号 現地調査 単価表 1 式 当り 金額: 内容: 名称・規格・条件 単 位 単 数 量 価 金 額 摘 要 現地調査(土木) 式 単価表 第3号 1 地表地質踏査(地質) 単価表 第4号 式 1 調査結果の取りまとめ 式 単価表 第5号 1 1 式 当り

単価表 第 3号 単価表 現地調査(土木) 1 式 当り 金額: 内容: 名称・規格・条件 単 位 数 量 単 価 金 額 摘 要 技師(A) 人件費 人 1.0 技師(B) 人件費 人 1.0 技師(C) 人件費 人 1.0 式 当り 1

単価表 第 4号 単価表 地表地質踏査(地質) 1 式 当り 金額: 内容: 名称・規格・条件 単 位 数 量 単 価 金 額 摘 要 技師(A) 人件費 人 1.0 技師(B) 人件費 人 1.0 技師(C) 人件費 人 1.0 式 当り 1

単価表 第 5号 単価表 調査結果の取りまとめ 1 式 当り 金額: 内容: 名称・規格・条件 単 位 数 量 単 価 額 摘 要 金 技師(A) 人件費 人 1.0 技師(B) 人件費 人 1.0 技師(C) 人件費 人 1.0 技術員 人件費 人 1.0 式 当り 1

単価表 第 6号 発電計画基本事項の検討 単価表 1 式 当り 金額: 内容: 名称・規格・条件 単 位 数 量 単 価 額 摘 要 金 基本条件の整理 式 単価表 第7号 1 水路レイアウトの検討 式 単価表 第8号 1 発電諸元の決定 式 単価表 第9号 1 浸水対策の検討 式 単価表 第 10 号 1 発電電力量計算 式 単価表 第 11 号 1 式 当り 1

単価表 第 7号 基本条件の整理 金額: 内容:		単価矛	Ę.		1. 13 (1) 1 式 当り
名称・規格・条件	単 位	数量	単 価	金額	摘 要
技師(A)	人	0.5			人件費
技師(C)	人	1.0			人件費
	(1	式 当り)

単価表 第 8号 水路レイアウトの検討 金額: 内容:		単価矛	Ę.		1. 20 (1) 1 式 当り
名称・規格・条件	単 位	数量	単 価	金額	摘 要
主任技師	人	0.5			人件費
技師(A)	人	0.5			人件費
技師(B)	人	1.0			人件費
技師(C)	人	1.0			人件費
	(1	式 当り)

単価表 第 9号 単価表 発電諸元の決定 1 式 当り 金額: 内容: 名称・規格・条件 単 位 数 量 単 価 金 額 摘 要 技師(A) 人件費 人 0.5 技師(B) 人件費 人 1.0 技師(C) 人件費 人 1.0 式 当り 1

単価表 第 10号 浸水対策の検討 金額: 内容:		単価矛		(1) 1 式 当り	
名称・規格・条件	単位	数 量	単 価	金額	摘要
技師(A)	人	0.5			人件費
技師(B)	人	1.0			人件費
技師(C)	人	1.0			人件費
	(1	式 当り)

単価表 第 11号 発電電力量計算 金額: 内容:		単価矛	Ę.		1. 23 (1) 1 式 当り
名称・規格・条件	単 位	数量	単 価	金額	摘 要
技師(A)	人	0.5			人件費
技師(B)	人	1. 0			人件費
技師(C)	人	1.0			人件費
技術員	人	1.0			人件費
	(1	式 当り)

単価表 第 12号 土木構造物の基本設計 単価表 1 式 当り 金額: 内容: 名称・規格・条件 単 位 単 数 量 価 金 額 摘 要 主要構造物の設計 式 単価表 第 13 号 1 設計図面 単価表 第 14 号 式 1 水理計算 単価表 第 15 号 式 1 数量計算 単価表 第 16 号 式 1 式 当り 1

単価表 第 13号 主要構造物の設計 単価表 1 式 当り 金額: 内容: 名称・規格・条件 単 位 数 量 単 価 額 摘 要 金 主任技師 人件費 人 0.5 技師(A) 人件費 人 1.0 技師(B) 人件費 人 2.0 技師(C) 人件費 人 1.0 式 当り 1

単価表 第 14号 単価表 設計図面 1 式 当り 金額: 内容: 名称・規格・条件 単 位 数 量 単 価 額 摘 要 金 主任技師 人件費 人 0.5 技師(A) 人件費 人 1.0 技師(B) 人件費 人 1.5 技師(C) 人件費 人 1.5 技術員 人件費 人 1.5 1 式 当り

単価表 第 15号 水理計算 金額: 内容:	単価表	r. 27 (1) 1 式 当り	
名称・規格・条件	単 位 数 量 単	価 金 額	摘 要
技師(A)	人 0.5		人件費
技師(B)	人 1.0		人件費
技師(C)	人 1.0		人件費
技術員	人 1.0		人件費
	(1	式当り)

単価表 第 16号 数量計算 金額: 内容:		単価表	Ę.		1. 28 (1) 1 式 当り
名称・規格・条件	単 位	数量	単 価	金額	摘 要
技師(A)	人	0.5			人件費
技師(B)	人	1. 0			人件費
技師(C)	人	2.0			人件費
技術員	人	2.0			人件費
	(1	式 当り)

単価表 第 17号 水圧管路分岐部の検討 単価表 1 式 当り 内容: 金額: 名称・規格・条件 単 位 数 単 量 価 金 額 摘 要 最適位置の検討 式 単価表 第 18 号 1 分岐部形状の詳細設計 単価表 第 19 号 式 1 水理計算 式 単価表 第 20 号 1 1 式 当り

単価表 第 18号 最適位置の検討 単価表 1 式 当り 金額: 内容: 名称・規格・条件 単 位 数 量 単 価 金 額 摘 要 主任技師 人件費 人 0.5 技師(A) 人件費 人 1.0 技師(B) 人件費 人 2.0 式 当り 1

単価表 第 19号 分岐部形状の詳細設計 金額: 内容:		単価矛	1. 31 (1) 1 式 当り		
名称・規格・条件	単 位	数量	単 価	金額	摘 要
技師(A)	人	2. 0			人件費
技師(B)	人	2. 0			人件費
技師(C)	人	2. 0			人件費
	(1	式 当り)

単価表 第 20号 水理計算 単価表 1 式 当り 金額: 内容: 名称・規格・条件 単 位 数 量 単 価 金 額 摘 要 技師(A) 人件費 人 1.0 技師(B) 人件費 人 1.0 技師(C) 人件費 人 1.0 式 当り 1

単価表 第 21号 施工計画 単価表 1 式 当り 内容: 金額: 名称・規格・条件 単 位 数 単 額 要 量 価 金 摘 概略施工計画 式 単価表 第 22 号 1 仮設備計画 単価表 第 23 号 式 1 工事工程 式 単価表 第 24 号 1 1 式 当り

単価表 第 22号 概略施工計画 単価表 1 式 当り 金額: 内容: 名称・規格・条件 単 位 数 量 単 価 額 摘 要 金 主任技師 人件費 人 0.5 技師(A) 人件費 人 0.5 技師(B) 人件費 人 1.0 技師(C) 人件費 人 1.0 技術員 人件費 人 1.0 1 式 当り

単価表 第 23号 仮設備計画 金額: 内容:		単価表	1. 38 (1) 1 式 当り		
名称・規格・条件	単 位	数量	単 価	金額	摘 要
技師(A)	人	0.5			人件費
技師(B)	人	1. 0			人件費
技師(C)	人	1.0			人件費
	(1	式 当り)

単価表 第 24号 単価表 工事工程 1 式 当り 金額: 内容: 名称・規格・条件 単 位 数 量 単 価 金 額 摘 要 技師(A) 人件費 人 0.5 技師(B) 人件費 人 1.0 技師(C) 人件費 人 1.0 式 当り 1

単価表 第 25号 工事費の算出 単価表 1 式 当り 金額: 内容: 名称・規格・条件 単 位 数 量 単 額 摘 要 価 金 設計条件 式 単価表 第 26 号 1 概算工事費 式 単価表 第 27 号 1 式 当り 1

単価表 第 26号 単価表 設計条件 1 式 当り 金額: 内容: 単 位 名称・規格・条件 数 量 単 価 金 額 摘 要 技師(A) 人件費 人 0.5 技師(B) 人件費 人 1.0 式 当り 1

単価表 第 27号 概算工事費 単価表 1 式 当り 金額: 内容: 名称・規格・条件 単 位 数 量 単 価 額 摘 要 金 主任技師 人件費 人 0.5 技師(A) 人件費 人 0.5 技師(B) 人件費 人 2.0 技師(C) 人件費 人 2.0 技術員 人件費 人 2.0 1 式 当り

単価表 第 28号 許認可申請書書類作成 単価表 1 式 当り 内容: 金額: 名称・規格・条件 単 位 数 量 単 額 要 価 金 摘 水利使用に係る登録申請書 式 単価表 第 29 号 1 工事計画届出書 式 単価表 第 30 号 1 式 当り 1

単価表 第 29号 水利使用に係る登録申請書 単価表 1 式 当り 金額: 内容: 名称・規格・条件 単 位 数 量 単 価 額 摘 要 金 主任技師 人件費 人 0.5 技師(A) 人件費 人 0.5 技師(B) 人件費 人 1.5 技師(C) 人件費 人 1.5 技術員 人件費 人 1.0 1 式 当り

単価表 第 30号 単価表 工事計画届出書 1 式 当り 金額: 内容: 名称・規格・条件 単 位 数 量 単 価 金 額 摘 要 技師(A) 人件費 人 0.5 技師(B) 人件費 人 1.0 技師(C) 人件費 人 1.0 技術員 人件費 人 1.0 式 当り 1)

P. 4:

単価表 第 31号 報告書作成 単価表 1 式 当り 金額: 内容: 名称・規格・条件 単 位 数 量 単 価 額 摘 要 金 主任技師 人件費 人 0.5 技師(A) 人件費 人 2.0 技師(B) 人件費 人 2.0 技師(C) 人件費 人 2.0 技術員 人件費 人 2.0 1 式 当り

単価表 第 32号 打合せ協議 金額: 内容:		単価を	·····································		(1) 1 式 当り
名称・規格・条件	単位	数量	単 価	金額	摘 要
技師(A)	人	1.5			人件費
技師(C)	人	1.5			人件費
	(1	式 当り)

単価表 第 33号 単価表 照査 1 式 当り 金額: 内容: 名称・規格・条件 単 位 数 量 単 価 金 額 摘 要 主任技師 人件費 人 1.0 技師(A) 人件費 人 2.0 技師(C) 人件費 人 2.0 式 当り 1

単価表 第 34号 資材費 金額: 内容:		単価詞	艾		(1) 1 当り
名称・規格・条件	単位	数量	単 価	金額	摘 要
電費納品作成費	式	1			
	(1	式 当り)

P. 4'

単価表 第 35号 旅費交通費 単価表 1 式 当り 金額: 内容:技師A·B·C計3名の1泊2日、2回 名称・規格・条件 単 位 数 量 単 価 金 額 摘 要 旅費 人 6 宿泊費 人 6 日当 日 12 現地交通費 日 4 式 当り 1

P 48

単価表 第 36号 移動人件費 単価表 1 式 当り 金額: 内容:技師A·B·C計3名の1泊2日、2回 名称・規格・条件 単 位 数 量 単 価 額 摘 要 金 技師(A) 人 4.0 技師(B) 人 4.0 技師(C) 人 4.0 式 当り 1

in the state of t	者経費計算情報		
単価適用年月日	令和 6年 9月17日		
単価適用地区	安芸土木事務所 2地区(中部地区)		
■設計業務			
業務委託料の積算	建設コンサルタントに委託する場合		
電子成果品作成費	計上しない		
旅費交通費の率計上有無	計上しない		
まるめ区分	万円まるめ(業務価格100万円以上)		